

私たちのお父さん
お母さんは
どこへ
いったのかなあ～

塩野 橋本孝恕様宅



広報

てん かわ

2004

7

No.330

主な内容

議会だより・山村開発センターだより2
合併検討協議会だより3～7
世界遺産に登録(大峰奥駈道)8～9
天川村にき千万円を寄付10
児童手当制度のしくみ11～13
体協だより・セタグラソドゴルフ大会14～15
エコだより・天川村の空気16～17
善意銀行について18
4年生が一日消防体験入隊19
消防器の悪質訪問販売・点検に注意20
消費生活相談室から・写真館21～22

議会だより

平成16年 第2回臨時会開会

平成16年第2回天川村議会臨時会が、7月12日に召集され開会しました。
会期については一日限りと定め、附議された議案について審議し、原案のとおり可決して、閉会しました。本臨時会に提出された議案は次のとおりです。

議決事項

天川村法定外公共物の管理に関する条例の制定について
天川村小学校建設工事にかかる請負契約の締結について
契約金額1,438,500,000円（内 消費税68,500,000円）

山村開発センターだより

祝「大峯奥駈道」世界遺産登録記念



紀伊山地の霊場と参詣道

心の道ウォーク「弥山探訪」のご案内

皆様、ご存知のとおり7月1日「大峯奥駈道」が世界遺産に登録されました。

天川村の豊かな自然は、何世代にも渡って先人達の「こころ」によって守られてきました。

今回、世界遺産に登録されました記念イベントとして、心の道ウォーク「弥山探訪」を実施致します。この機会に世界遺産の道を歩いてみませんか。



ご来光弥山より

心の道ウォーク「弥山探訪」

日 程	8月28日(土)~29日(日)の一泊二日	対 象	天川村内外の健康で健脚な方
募集人員	40名(先着順)	参加費用	10,000円(宿泊代金等)
コ ー ス	28日(土)センター~行者還トンネル西口~弥山(泊) 29日(日)弥山~狼平~栃尾辻~センター	コ ー ス について	変更することがあります。
お申込み	8月13日(金)までに山村開発センターまでお電話で結構です。		



平成10年センター事業より 近畿最高峰八経ヶ岳にて

昇りはチョットしんどいですが、原生林の中とても気持ちいいです。

夜、星に手が届くんじやないかなって思うほどすごく綺麗です。

熊の灘、大阪方面の夜景も見えます。

早朝のご来光の美しさに感動です。

帰り昼食のお弁当はブナの原生林の中でいただきます。

天に一番近い「弥山」は最高です。

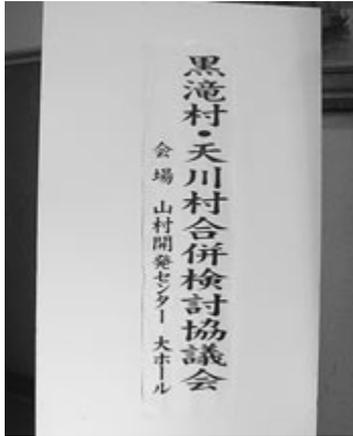
-- 詳しくは天川村山村開発センター事務室まで --

合併検討協議会 だより

黒滝村・天川村 合併検討協議会

黒滝村・天川村合併検討協議会が
設置されました。

平成16年6月28日の午後1時から、天川村山村開発センター大ホールにおいて黒滝村・天川村合併検討協議会の初会議が開催され、検討協議会を設置することが決まりました。この検討協議会は、黒滝村と天川村の合併構想について調査及び研究を行い、市町村の合併の特例の法律に基づく合併協議会（法定協議会）の設置の準備を行うために設置されたものです。



検討協議会の開催内容

【報告事項】

黒滝村・天川村の合併協議経緯について

【議案】

黒滝村・天川村合併検討協議会規約

追加提案

【報告事項】

黒滝村・天川村合併検討協議会規約に関する協議書

【議案】

黒滝村・天川村合併検討協議会の監事の選任

黒滝村・天川村合併検討協議会会
議運営規程

黒滝村・天川村合併検討協議会の
委員等の報酬、費用弁償及び実費
弁償に関する規程

平成16年度黒滝村・天川村合併
検討協議会事業計画

平成16年度黒滝村・天川村合併
検討協議会予算

黒滝村・天川村合併検討協議会合
併協定項目

【報告事項】

黒滝村・天川村合併検討協議会幹
事会規程

黒滝村・天川村合併検討協議会部
会規程

黒滝村・天川村合併検討協議会事
務局規程

黒滝村・天川村合併検討協議会財
務規程

黒滝村・天川村合併検討協議会
議傍聴規程

黒滝村・天川村合併検討協議会
議録等公開規程

検討協議会はどなたでも傍聴でき
ます。傍聴を希望される方は、直接
会場へお越しください。ただし、会
場の規模に応じて入場を制限させて
いただく場合があります。

会議資料は閲覧できます。会議の
資料は、検討協議会事務局のほか、
両村の総務課においてそれぞれ閲覧
できます。

今後、検討協議会では、両村の合
併に関する方向性について検討・協
議が行われます。

今回は、第1回目の検討協議会と
いうことで合併検討協議会の設置に
至る経緯が報告された後、黒滝村・
天川村合併検討協議会規約について
協議がなされ、原案どおり可決され
ました。

その後、事務局から事業計画、予
算、合併協定項目が提出され、すべ
て原案どおり可決承認されました。





問合せ先
 黒滝村・天川村合併検討協議会事務局
 〒638 0392
 奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地(天川村役場庁舎内)
 TEL 0747 63 63
 FAX 0747 9031
 E-mail gappei@vil.tenkawa.nara.jp

黒滝村総務課
 TEL 0747 62 2031
 FAX 0747 2569
 天川村総務課
 TEL 0747 63 0021
 FAX 0747 63 0029

黒滝村・天川村の合併協議経緯について

日時	会議・内容等	開催場所
平成16年 3月31日(水)	吉野郡八町村合併協議会廃止	
4月2日(金)	下市町・黒滝村・天川村、3町村助役・参事・総務課長合併協議	黒滝村
4月7日(水)	下市町・黒滝村・天川村、3町村首長・議長合併協議	天川村
4月12日(月)	黒滝村・天川村、両村議長・合併特別委員会正副委員長合併協議	天川村
5月11日(火)	黒滝・天川両村「首長・議会議員」合同懇談会開催	天川村役場
5月12日(水)	黒滝村・天川村、両村助役・参事・総務課長打合せ	天川村役場
5月14日(金)	黒滝村・天川村、両村合併担当職員打合せ・両村において区長会実施	天川村役場他
5月18日(火)	黒滝村・天川村、両村長が県知事へ報告、陳情	県庁
5月24日(月)	仮事務所開設	天川村役場内
	合併問題説明会 <ul style="list-style-type: none"> ●黒滝村 5月25～6月10日 ●天川村 6月7～9日 	両村
6月1日(火)	黒滝村・天川村、両村長等会議	黒滝村役場
6月7日(月)	黒滝村・天川村、両村議長等協議	天川村役場
6月11日(金)	黒滝村・天川村「首長・議会議員」合同懇談会開催	黒滝村役場
6月15日(火)	黒滝村・天川村、両村長が県知事へ報告、陳情	県庁
6月23日(水)	黒滝村・天川村、両村事務打合せ会議	天川村役場

黒滝村・天川村合併検討協議会委員等名簿

職名	役職名	氏名
会長	天川村長	大西友太郎
副会長	黒滝村長	徳岡順二

【委員】 印は監事

所属	役職名	区分	氏名	所属	役職名	区分	氏名
黒滝村	議会議長	第2号	家治隆司	天川村	議会議長	第2号	車谷重高
	議会副議長	第3号	辻内幸二		議会議員	第3号	森本武司
	議会議員	第3号	中村隆昭		議会議員	第3号	植林友衛
	議会議員	第3号	辻村源四郎		議会議員	第3号	根来群二
	学識経験者	第4号	中井一郎		学識経験者	第4号	堀口博
	学識経験者	第4号	中辻智鶴子		学識経験者	第4号	宮田七郎
	学識経験者	第4号	吉村健次郎		学識経験者	第4号	弓場昭

【顧問】

役職名	氏名	役職名	氏名
奈良県議会議員	国中憲治	奈良県議会議員	森下豊
奈良県議会議員	上松正知	奈良県総務部理事	谷川義明

幹事会名簿

平成16年6月28日現在

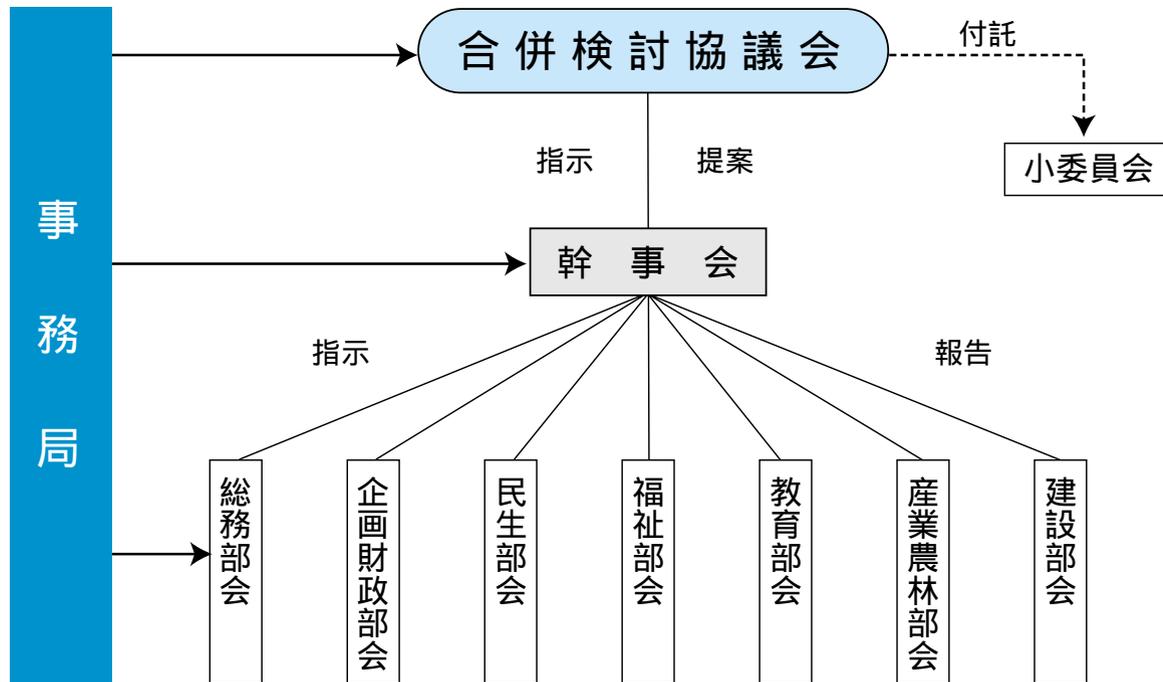
役職名	氏名	
幹事長	森本靖順	天川村助役
副幹事長	吉田昌史	黒滝村参事
幹事	花岡初男	黒滝村総務課長
	大西和志	天川村総務課長
	梶本清英	天川村企画財政課長
	植田光秀	天川村住民課長
	中前政明	黒滝村住民福祉課長
	辻村和良	黒滝村教育委員会事務局次長
	森本重朝	黒滝村企画調整課長
西岡守幸	天川村建設環境衛生課長事務取扱参事	

黒滝村・天川村合併検討協議会事務局職員名簿

平成16年7月1日現在

職名	所属・役職名	氏名
事務局長	天川村 総務課参事	赤井公司
事務局次長	奈良県 市町村課主任調整員	宮田昌幸
事務局長補佐	黒滝村 総務課長補佐	山内邦夫
事務局長補佐	天川村 総務課長補佐	畠中稔
調整員	天川村 総務課主査	辻寿人
調整員	黒滝村 総務課係長	中辻善博
調整員	黒滝村 総務課主事	阪口稔一

合併検討協議会の組織体系図



組織の構成及び役割

区分	構成	役割
協議会	合併検討協議会委員	合併に関する決定機関 合併に関する各種協議
幹事会	助役（参事） 合併担当課長 部会長	協議会会議の議案調整、協議会運営の総合調整 各種スケジュール調整及び現況調査の取りまとめ 現況調査の内容説明は部会長が行う
部会	課長・補佐・係員	現況調査原案や調査原案等の作成

平成16年度 黒滝村・天川村合併検討協議会事業計画

事業項目	事業計画	実施時期	備考
会議の開催	合併検討協議会の開催	別紙 会議開催日程	合併協定項目等の協議
	幹事会及び部会の開催	随時開催	事務事業すりあわせ等
新村建設計画作成	事前調査及び基本方針作成	7月から	
調査及び研究	電算統一化調査	7月から	
	例規作成調査	7月から	
広報活動	協議会だより	両村広報誌に掲載	全戸配布
	ホームページの開設	7月開設予定	

平成16年度 黒滝村・天川村合併検討協議会 予算

【歳入】

(単位：千円)

区 分		予算額	説 明
1. 負担金	1. 負担金	3,000	両村負担金
2. 県支出金	1. 県補助金	5,000	奈良県市町村合併推進事業交付金
3. 諸収入	1. 雑 入	10	
歳入合計		8,010	

【歳出】

区 分		予算額	備 考
1. 運営費	1. 会議費	1,038	報酬、旅費、需用費、役務費、委託料 備品購入費
	2. 事務局費	1,282	旅費、需用費、役務費、委託料 使用料及び賃借料、備品購入費
2. 事業費	1. 事業費	4,843	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費 委託料
3. 予備費	1. 予備費	847	
歳出合計		8,010	

会議開催日程

月	日	曜日	時 間	場 所	協議会
8	11	水	13時00分	黒滝村こもれびホール	第2回(任)
9	6	月	10時00分	黒滝村こもれびホール	第1回(法)
	16	木	10時00分	天川村山村開発センター	第2回(法)
	17	金	10時00分	天川村山村開発センター	第3回(法)
10	7	木	13時00分	黒滝村こもれびホール	第4回(法)
11	1	月	13時00分	黒滝村中央公民館	第5回(法)
1	20	木	未定	天川村山村開発センター	第6回(法)

(任) = 合併検討協議会(任意協議会)

(法) = 合併協議会(法定協議会)

世界遺産「大峯奥駈道」

平成16年7月1日「大峯奥駈道」が日本で7番目の世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」として登録されました。

▶ 世界遺産とは

国境と世代を越えた共通の宝物

世界中のあらゆる地域には、国や民族が誇る文化財や自然環境があります。
世界遺産とは、現代を生きる世界のすべての人びとが共有し、
未来の世代に引き継いでいくべき人類共通の宝物のことです。
そこには、国境という概念はありません。自国の文化と歴史を愛することは、
他国の文化と歴史を理解し、尊重することへとつながっているからです。

文化遺産と自然遺産、そして複合遺産

世界遺産は「文化遺産」「自然遺産」「複合遺産」に分類されます。

世界遺産	文化遺産	すぐれた普遍的価値をもつ建築物や遺跡など
	自然遺産	すぐれた価値をもつ地形や生物、景観などを有する地域
	複合遺産	文化と自然両方の要素を兼ね備えているもの

▶ 「紀伊山地の霊場と参詣道」

紀伊山地は、神話の時代から神々が鎮まる特別な地域と考えられていました。中国から伝来した「仏教」も、深い森林に覆われた紀伊山地の山々を阿弥陀仏や観音菩薩の「浄土」に見立て、仏が持つような能力を拾得するための山岳修行の舞台としました。その結果、紀伊山地には、それぞれの起源や内容を異にする「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」の三つの「山岳霊場」とそこに至る「参詣道」が生まれ、都をはじめ全国から人々の訪れる所となり、日本の宗教・文化の発展と交流に大きな影響を及ぼしました。



『紀伊山地の霊場と参詣道』は、三重、奈良、和歌山の三県にまたがる「紀伊山地の自然」がなければ成立しなかった「山岳霊場」と「参詣道」、及び周囲を取り巻く「文化的景観」が主役であり、日本で唯一、世界でも類を見ない資産として価値の高いものです。

▶「大峯奥駈道」とは

紀伊半島の脊梁部をなす大峯は、近畿最高峰である八経ヶ岳をはじめとして2000mに近い峰々が連なる山系です。天川村を中心としたそれら山脈は吉野熊野国立公園に指定されており、豊かな原生の森林に発し、深く、そして清らかな流れの数々の滝や溪谷により、神秘性を秘めた自然環境を呈しております。古の日本人は、水の起源であり生命の源と考えた山岳に対して、人知を超えた畏敬の念を抱き神聖な場所として崇めてまいりました。

古代の山岳信仰を礎とし、仏教、道教、陰陽道等の外来の宗教が融和して完成された神仏習合の我が国独自の宗教である修験道は、日本人の精神性を具現化するための手段であったともいえます。

修験道の創生以来、天川村を中心としたこの大峯の地は、上求菩提下化衆生（自身の練成と衆生の救済）を本願とした修験者達の修行と祈りの地であり、日本人の精神形成に少なからず影響を与えた場所です。



大峯奥駈道はこれらの山脈を駈巡り、吉野から熊野に至る修験道の根本道場と言われる最も深い山路です。

この道には第一番行所「熊野本宮証誠殿」から第75番行所「吉野柳の宿」までの宿・靡が配されており修験者達はおよそ95kmの間において抖擻修行を現在も行っております。

大峯奥駈道は所謂「古道」ではなく現在も脈々と行き続けている道と言えます。

▶大峯奥駈道のこれから

天川村の大峯奥駈道が世界遺産に登録されることは大変喜ばしく、自然の中での営みから生み出された信仰と、それを素朴に、しかし純粋な情熱を持って守ってきた私たちの心を、私たちの誇りを、世界に向けて発信する好機であると言えます。

先人達から脈々と受け継いできた地域の歴史と文化、これらを育んだ自然環境を住民一人一人の意識を持った、高い次元での保全を実践することで、より多くの人々に訪れ、そして触れ合っていただき、私たちの心を理解していた抱く事により天川村の新たな未来が開かれるものと信じます。

「救命講習会」参加者募集のお知らせ

～ 9月9日は「救急の日」です～

消防本部では、9月9日の「救急の日」にちなんで、住民の方々を対象とした「救命講習会」を開催します。救命講習会とは、心配蘇生法の習得を目的とし、いざというとき迷わずに適切な手当てができるよう、基礎知識と手順を学んでいただくものです。心配蘇生法は特別な器具を必要とせず、正しい知識と技術があれば誰でも行える行為です。

大切な命を救うため、ぜひこの機会に講習会にご参加ください。

ご 案 内

日 時：平成16年9月12日(日) 午後1時～午後4時

場 所：奈良県吉野郡大淀町土田187番地 中吉野広域消防組合消防本部 3階講堂

対象年齢：18歳以上 受講費用：無料 定員：30名

募集締切：平成16年9月10日(金)

ただし、定員に達し次第募集を締め切りますのでご了承ください

申込方法：消防本部救急係(0747-52-1199)へご連絡ください

天川村に壱千万円を寄付

去る、5月6日大峰山系八経ヶ岳付近で転落死した下市町立石 堀靖行さん(当時35歳)の家族が、6月16日に本村を訪れ村長室において、世界文化遺産に指定された奥駆け道や周辺の山々を訪れる人々の安全のために、壱千万円を寄付して戴きました。

靖行さんは、昨年夏(5月～10月)だけでもルートを替えながら26回も登頂し、そのうち八経ヶ岳には6回、双門の滝には1回登頂されました。

上記、掘寛行様のご厚情と亡堀靖行様の天川村の自然をこよなく愛して下さったお気持ちに感謝し、自然保護及び安全対策のためにご活用させていただきます。ご冥福をお祈り致します。……ありがとうございました。



児童手当制度のしくみ

児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

支給対象

児童手当等は、9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校第3学年終了前の児童）を養育している人に支給されます。

支給額（月額）

第1子	5,000円
第2子	5,000円
第3子	10,000円

支払時期

原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

所得制限限度額

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は、年によって変更されることがあります。



平成16年
4月1日から

児童手当が小学校3年生まで拡大

児童手当の支給対象年齢が、現在の義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末）までから、小学校第3学年終了前（9歳到達後最初の年度末）まで拡大されます。新たに、児童手当を受けようとする児童の保護者の人は、役場の窓口で、認定請求の手続きが必要となります。なお、改正に伴う新規請求は、法施行日より平成16年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

申請の必要な人

▶平成16年度小学2・3年生の児童（平成7年4月2日～平成9年4月1日生）の保護者

現在、児童手当を受給していない保護者の人は認定請求を、現在すでに就学前児童について児童手当を受給されている保護者の人は、額改定認定請求が必要となります。

[認定に必要な添付書類]

- 健康保険被保険者証の写し（請求者が厚生年金加入者の場合）
- 所得証明書（当該市町村にその年の1月1日に住所がなかった場合）

▶平成16年度小学校入学児童（平成9年4月2日～平成10年4月1日生）の保護者

平成16年3月31日まで児童手当を受給していた保護者の人は、特段の手続きは必要ありません。（児童手当は、4月以降も引き続き支給されます。）

なお、所得が一定額以上の場合、児童手当が支給されない場合があります。

詳しくは、役場住民課 児童手当係までお問い合わせください。 ☎63 - 0321（内線 162）

児童扶養手当制度のしくみ

目的

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を寄与するために支給される手当で、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

支給要件

受給者

対象児童を監護する母、母が監護しない場合は対象児童を養育（監護・同居・生計維持）する養育者

対象児童

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある人、または20歳未満で一定の障害のあるもの

- イ 父母が婚姻を解消した後、父と生計を同じくしていない児童
- ロ 父が死亡した児童
- ハ 父が一定の障害にある児童
- ニ 父の生死が明らかでない児童
- ホ 父が引き続き1年以上遺棄している児童
- ヘ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ト 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- チ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

ただし、次のような場合は手当は支給されません。

- 児童や母・養育者が、日本国内に住所を有しないとき
- 児童が、父母の死亡について支給される公的年金や遺族補償等を受けることができるとき
- 児童が、父に支給される公的年金給付の加算の対象となっているとき
- 児童が、児童福祉法に規定する里親に委託されているとき
- 児童が、父と生計を同じくするとき
- 児童が、母の配偶者に養育されているとき
- 母または養育者が、公的年金を受けることができるとき

支給手続

手当の支給を受けようとするときは、児童扶養手当認定請求書に必要書類を添えて市町村長を經由して都道府県知事に提出し、知事の認定を受ける必要があります。

現在受給資格のある人へお知らせ

毎年8月1日から8月31日までの間に現況届をしてください。

届を提出しないと8月分以降の手当を受給できません。また、届を2年間提出しないと受給資格がなくなりますので注意してください。

詳しくは、役場住民課 児童扶養手当係までお問い合わせください。

☎63 - 0321（内線 162）

特別児童扶養手当制度のしくみ

目的

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害を有する児童の福祉を増進することを目的としています。

支給要件

受給者

- 対象児童を監護する父もしくは母、または父母がないか、もしくは父母が監護しない場合は、対象児童を養育 監護・同居・生計維持 する養育者
- 父母ともに監護する場合は、父母のうち主たる生計維持者
- 父母ともに生計維持しない場合は、父母のうち主たる介護者

対象児童

20歳未満の政令に定める程度の障害を有する者

ただし、次のような場合は手当は支給されません。

- 児童や父母・養育者が、日本国内に住所を有しないとき
- 児童が、児童福祉施設等（通所施設は除く）に入所しているとき
- 児童が、障害を支給事由とする年金を受けることができるとき

手当額

児童1人につき

1 級	50,900円
2 級	33,900円

平成16年4月分から手当額が改定されました。

支給手続

手当の支給を受けようとするときは、特別児童扶養手当認定請求書に必要書類を添えて市町村長を経由して都道府県知事に提出し、知事が認定します。

現在受給資格のある人へお知らせ

平成16年度の特別児童扶養手当所得状況届は、
平成16年8月11日から9月10日の間に提出する必要があります。
 ただし、2年続けて支給停止となる人は、提出の必要はありません。

詳しくは、役場住民課 特別児童扶養手当係までお問い合わせください。

☎63 - 0321 (内線 162)

体協だより

七タグランドゴルフ大会開催!!

7月7日(水) 恒例の七タグランドゴルフ大会を天川健民運動場で開催し、村内各所から87名もの方が参加し得点を競いました。

当日は梅雨とは思えないほどの暑さでしたが、参加者の皆さん真剣にプレーされており、暑さなどそっちのけといった感じです。

競技を見ていて感じたのですが、皆さんの上手なこと！ほんの少し前までは隣のコースにボールが飛んでいく人や、10回以上叩いてもホールポストにボールが入らない人などがいましたが、今ではそんな方は見受けられなくなりました。参考までに、3年前は49点以下の点数であれば上位10位に入賞することができましたが、今では46点以下でないと上位10位までに入賞できません。(3年前の46点は、2位の成績) 僅かな期間で参加者の皆さん全体的にレベルアップしており、日頃の練習の成果がはっきり現れたものであると思います。

なお、本大会の上位入賞者の方は、9月5日に開催する黒滝・天川交流グラウンドゴルフ大会の天川村代表選手として出場して頂きますので、その際はよろしくお願ひします。



競 技 結 果

氏 名	R.1	R.2	合計	順位
平 年次	19	21	40	1
植村 久継	23	18	41	2
小松 澄子	22	19	41	2
森本 忠弘	24	18	42	4
赤井 辰夫	24	19	43	5
上西 仁作	18	25	43	5
弓場 文雄	22	21	43	5
櫻井千工子	22	22	44	8
赤井 公子	23	22	45	9
堀口 善昭	17	28	45	9
堀井スミ子	22	23	45	9
水口 義文	22	24	46	12
中久保照幸	22	24	46	12
中西 里美	22	24	46	12
西前 静代	22	24	46	12
道下 敏之	24	22	46	12
弓場 嘉廣	25	22	47	17
東浦千代子	28	19	47	17
榎本 清七	25	22	47	17
小松 三夫	24	23	47	17
櫻井 隆志	24	23	47	17
菊谷 豊治	27	20	47	17
堀井ときみ	22	25	47	17
菊谷キク工	29	19	48	24
大山喜代子	24	24	48	24
辻浦 孝美	24	24	48	24
山本 厚	24	24	48	24
櫻井 武	27	21	48	24
新井オリ子	24	24	48	24
竹内 恵香	25	23	48	24
西前マチ子	27	22	49	32
堀井ミサ工	23	26	49	32
西岡 秀一	25	24	49	32
榎本百合子	22	27	49	32
鶴岡 壇定	23	26	49	32
平 恵子	24	25	49	32
坂口タカ工	28	22	50	38
中谷志免子	26	24	50	38
鶴岡可次子	23	27	50	38

ラウンド中のホールインワン

菊 谷 豊 治	堀 口 善 昭
堀 口 善 昭	上 西 仁 作
植 村 久 継	森 本 忠 弘
東 浦 千 代 子	小 松 澄 子
菊 谷 キク工	中 西 愛 司
杉 浦 スエコ	仲 田 美 樹

氏 名	R.1	R.2	合計	順位
楠 幸美	26	24	50	38
新宅一二郎	25	25	50	38
中西 愛司	28	22	50	38
平 美千代	25	25	50	38
吉田 道夫	23	28	51	45
宮脇 貞二	26	25	51	45
小林 義雄	25	26	51	45
堀井智津子	27	24	51	45
冢瀬 康子	25	26	51	45
中西 静代	27	24	51	45
坂口シゲ子	27	25	52	51
堀井 茂子	27	25	52	51
堀口スエ子	27	25	52	51
杉浦スエコ	24	28	52	51
小林カズヨ	26	26	52	51
堀井 里江	27	26	53	57
山本八ナコ	23	30	53	57
辻浦 宮子	25	28	53	57
松元キヌ子	25	28	53	57
仲田 美樹	29	24	53	57
道下 卓之	27	27	54	63
森田 倉造	28	26	54	63
高田 孝一	25	29	54	63
菊谷 直示	27	28	55	67
吉田ハツ子	27	28	55	67
川北 勤	28	27	55	67
上田 信子	29	26	55	67
森本 和子	28	28	56	72
松谷 静代	28	29	57	73
森本 正尚	32	25	57	73
菊谷 栄子	27	31	58	75
森田あき子	31	27	58	75
宮脇美代子	34	25	59	77
新宅美千代	27	32	59	77
櫻井スギ工	27	33	60	81
森 文夫	28	33	61	83
仲田サザ子	31	34	65	87

中学生の部

原 理真	27	21	48	24
鹿尾 翔大	27	25	52	51
赤井 愛香	26	27	53	57
辰巳 洋平	27	27	54	63
森本 航	27	28	55	67
赤井友希奈	27	32	59	77
辰巳 秀平	30	29	59	77
樋口 裕	25	35	60	81
奥田恵理夏	32	29	61	83
奥田 孝耶	38	25	63	85
仲田 恵美	30	34	64	86

エコだより

洞川自然研究路の野草たち

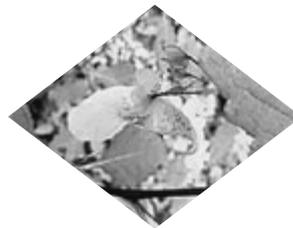
講師：森林インストラクター 水谷 道子 先生

6月14日(月) 自然観察事業の第4回目の「洞川自然研究路の野草たち」を開催しました。

エコミュージアムを出発してから、蟻螂の岩屋 カジカの滝 げまた、そこから車道を通ってエコミュージアムの駐車場へと戻ってきたのですが、キツリフネやウツギ等の花も咲いていて、約70種類もの野草を観察することができました。



エコミュージアムに戻ってから、先生にそれぞれの野草について説明をしていただきました。



キツリフネ



クリンソウ

(財)日本野鳥の会

第4回バードウォッチング検定

受験者募集

試験会場：エコミュージアムセンター

11月3日(水)文化の日実施



受験料は3,000円でどなたでも受験できます。詳しくはエコミュージアム(☎64-0999)または天川村総合案内所(☎63-0999)までお問い合わせください。

ふるさと創生／交流事業
the association for
fostering TENKAWA WINDS

天川村の
空気を
育む会

<http://www.vill.tenkawa.nara.jp/hagukumu>

第2回会合のご案内

8/6(金)

会場：
旧天川西小学校

〈天川村の空気を育む会〉第2回会合を、8月6日、旧天川西小学校にて行います。今回はレクチャー・ディスカッションともに一般公開となっておりますので、参加ご希望の方は下の申込用紙に必要事項を記入のうえ8月4日必着で天川村役場企画財政課・阪岡宛に郵送するか、直接ご持参ください。なお、会場スペースの関係上、応募者多数の場合はお申し込み先着順とさせていただきますので、ご了承ください。

お問い合わせ：0747-63-0321（内線 151）企画財政課／阪岡・中森まで

[15:00-16:00]*1

公開レクチャー〈都市からみえる自然〉松村賢治氏

松村賢治氏 profile:

建築家、松村建築研究所代表。都市と農村のバランスのとれた発展こそがこれからの我が国の進む道であるとして、都市／田舎の二住生活、スローライフ、旧暦の普及などの実践を通じ、その実現を試みていらっしゃいます。今回のレクチャーでは、そんな視点から具体的経験を語っていただくとともに、「これからの天川村」へエールを送っていただきます。

[16:00-18:00]

公開ディスカッション

第1回会合のディスカッションでは、天川村における開発×自然といった内部の問題を中心に議論がありました。今回は松村氏によるレクチャーも参考にしながら、都市（外部）との相対的関係において、天川村はどういう存在なのか、これからどういうあり方が可能なのかといったことについてディスカッションします。

[18:30-20:00]

懇親会*2（近藤英夫建築研究所主催）

*1 受付は会場にて14:30から行います。

*2 懇親会は、〈天川村の空気を育む会〉メンバーの近藤英夫建築研究所主催により、旧天川西小学校校庭にてバーベキューを行います。参加費1,000円（炭、紙コップ、お皿などの準備は事務局が行います）、食材／飲み物などは各自でご持参ください。

〈天川村の空気を育む会〉参加申し込み

第2回会合の以下のプログラムに参加します。

レクチャー ディスカッション 懇親会

*ご希望のプログラムに印をつけてください。

善意銀行について

昭和39年1月に村長を総裁として、天川村善意銀行が発足しました。

この善意銀行は、村民からの善意（物品・技術・労力・金銭）を総裁が口座として管理し、困っている方に対して扶助し、役立てるためのものです。

現在までに、432件の預託があり、用途については主に歳末見舞金の支給等に支出しています。

▶平成15年度の状況

- 平成14年度末預託金残額 3,841,286円
- 平成15年度中預託金額 410,000円
(金銭預託5件)
- 平成15年度の預金利子 1,224円
- 平成15年度支出額 1,110,742円

支出内訳

*歳末見舞金	保護世帯(16世帯)	116,000円
	身体障害者手帳1級所持者(20人)	140,000円
	紙おむつ使用者(7人)	49,000円
	施設入所者(52人)	520,000円
*災害扶助(1件)		285,742円
		1,110,742円

平成15年度末預託金残高 3,141,768円

問い合わせ先 天川村住民課

善意銀行

金100,000円

和田 住谷 光代様
(亡夫 保男様の供養として)
ありがとうございました

2005年版 奈良県民手帳

一冊500円

県民の皆さんに親しまれております奈良県民手帳の2005年(平成17年)版の予約受付をいたします。あるとやはり便利です。お早めにお買い求めください。

4大POINT

1. 日記ページには過去5年間のお天気マークつき
2. 人口・産業など奈良県(全国)の主要統計データを収録
3. 奈良県内の官公庁、救急医療施設など主な機関の住所、電話番号を掲載
4. 奈良県内市町村の郵便番号簿を新規掲載

そのほか、くらしに役立つ情報を満載!!



ポケットにも入る手のひらサイズ

価格

一冊 500円(10月に発売を予定しています)

お申し込み方法

各地区ごとに、購入希望を取りまとめて一括して購入していただいております。

8月初旬よりチラシを回覧しますので、希望される方は氏名・申込冊数をご記入の上、

9月10日(金)までに各区長または洞川各町総代さんまでお申し込みください。締め切り厳守

問い合わせ

天川村役場 企画財政課 統計係 63-0321(内線152)

4年生が一日消防体験に入隊

去る6月28日(月)村内の4年生16名が、中吉野広域消防組合に「一日消防体験入隊」が、朝から雨が降ったり止んだりのややこしい天候でしたが予定どおりに実施され、最初に天川村出張所に集合し、国分署長さんから消防の仕事についての説明を受けた後、消防署内を見学し、その後場所を天川村山村開発センターに移動。入隊式で上杉教育長の話と国分署長さんからの入隊の心得を聞きました。

入隊後は、【濃煙内避難体験訓練】【タンク車・救急車の見学】【放水訓練】をしました。昼食のケアは、消防署と教育委員会の皆さんが準備してくださいました。午後からは、【消火器の訓練】【二重口・ブ渡架訓練】【セ・ラ・渡架訓練】【斜め降下訓練】などたくさんの体験をして、一日消防体験学習が終わりました。



消火器の悪質訪問販売・点検にご注意下さい!

最近、各地で悪質な消火器の訪問販売や訪問点検による被害が多発しています。不適切な点検を行う業者の手口は巧妙であり、高額な消火器を販売したり不適切な点検を行い高額な金額を請求したりします。また、消防法や刑事・民事上の違反を明確に特定することが出来ないケースが多く、これらに係る被害やトラブルの発生を未然に防止するには、各家庭や事業所等の関係者が次の事に十分注意しておくことが重要です。

悪質な訪問業者の手口とトラブル防止のための注意点

事例1

一般家庭では、女性やお年寄りしかいない日中などに訪問して「消防署の方から来ました」とか、「法が改正されて一般家庭にも消火器の設置が必要です」などと設置義務のない一般家庭に言葉巧みに高額な消火器を販売する。

被害に遭わないためにも知っておいていただきたいことは……

消防署では、消火器の斡旋、販売や点検は一切行っていません。

法律では一般家庭に消火器の設置義務はなく、また消火器を点検する義務はありません。

事例2

医療機関、学校、事業所（支店や出張所等）や寺院等の消火器を多く設置している施設を狙って、その施設の契約している点検業者のように装って消火器を高額に販売または不適切な点検や薬剤の詰め替えを行い高額な料金を請求されます。

悪質業者の手口は……

特に消火器の多く設置している事業所（支店や出張所等）、学校、幼稚園等が狙われます。

出入りしている点検業者を巧妙に装います。訪問前に電話をかけて信用させたり、本社等からの依頼のように装います。

点検の承諾をあいまいにすると素早く消火器を集めだしたり、正規の点検業者の点検内容をみて、点検の理由をでっちあげます。

内容を説明せず、一見合法的な書面に署名、捺印を求めます。

点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認、契約業者でない場合は……

業者が訪問した際に、身分証明の掲示を求め、正規の契約業者であるか確認してください。

購入や点検ははっきり断りましょう。

契約書に署名、押印はしない。

業者を不審に思った場合は、直ちに最寄りの消防署に連絡し相談してください。

消費生活相談室から

最近高齢者の消費者トラブルが増加しています。被害にあわないために次のようなことに気をつけましょう。

知らない訪問者は、家に入れないようにしましょう。(悪質訪問販売防止になります。)

無料の点検には、気をつけましょう。

「ただほど高いものはありません。

屋根・床下・水質無料点検後、業者は「大変なことになっている」と不安をあおり、高額な契約をさせられます。

ただで商品をあげるからと集会所に誘われても行かないようにしましょう。(行くと高い商品を買わされます。)

優しい言葉、うまさぎる話には落とし穴があります。

「今だけ」「今日だけ」「お宅だけ特別です」は、うそっぱちと思ひましょう。

「役場のほうから」「役場が」「水道局が」という言葉がでたときは、まず役場に確かめましょう。

契約を急ぐ業者、また、不信・不安な気持ちになった時は、「しばらく考える」とその場の契約を断る勇気を持ちましょう。

契約しようと思ったときは、もう一度考える時間をとりましょう。(他の業者の見積もりを取って比べたり、調べたりしましょう。)

契約してしまった、断りたいと思った時は、8日以内にクーリング・オフをしましょう。

クーリング・オフの方法については、役場にお尋ねください。また、8日を過ぎても、早めにご相談ください。

役場住民課 消費生活相談係 ☎63 0321(内線163)



平成16年度 自衛官採用試験

種 目	受 付 期 間	試 験 日	場 所
一般曹候補学生	平成16年8月2日 ～ 9月8日	平成16年 9月18日	薬 業 会 館 (橿原市)
曹 候 補 士	平成16年8月2日 ～ 9月8日	平成16年 9月18日	薬 業 会 館 (橿原市)
航 空 学 生	平成16年8月2日 ～ 9月8日	平成16年 9月23日	航空自衛隊幹部候補生学校 (奈良市)
看 護 学 生	平成16年9月10日 ～ 10月1日	平成16年10月17日	航空自衛隊幹部候補生学校 (奈良市)
2等陸海空士	年間を通じて常時実施	9月5日 他 9月27日(女子)	航空自衛隊幹部候補生学校 (奈良市)

お問い合わせ 〒637-0004 奈良県五條市今井5丁目1-12 サンタウン2階
自衛隊五條募集事務所 ☎07472-2-3789
<http://www.nara.plo.jda.go.jp>

奈良県医師会耳鼻咽喉科よりのお知らせ

1. 日 時 平成16年8月4日(水) 午後2時30分～4時30分まで
2. 場 所 奈良県文化会館 2階 集会室
3. 講 演 「鼻の病気と治療」 奈良県立医科大学耳鼻咽喉科学教室 教授 細井祐司先生
4. 無料相談 鼻の病気に関する相談
5. 担当医師 耳鼻咽喉科専門医
6. 問合せ先 奈良県医師会耳鼻咽喉科部会事務局 ☎0744-22-8502

写真館

表紙の写真について・・・
台風により親ツバメが行方不明となり橋本勝代さんが子ツバメに餌を与える様子です。



山上川の蛍 撮影者：栗栖 健さん
(天川村大字洞川)

天川村民憲章

(平成10年1月1日制定)

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

誰もが満天に輝く星のように

一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。
ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。

誰もが天と地の恵みで育つように

郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。
共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。

誰もが清らかで力強さのある流れのように

スポーツに汗を流し、働く厳しきの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。
自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。

天の国 木の国 川の国



村の花
オオヤマレンゲ



村の木
杉



村の鳥
コマドリ

人口 2,127人(-5) 男 1,001人(-4) 女 1,126人(-1)
世帯数 839戸(-1)
2004年6月30日現在()内は前月との比較

広報 てんかわ

平成16年7月31日発行 通巻330号

発行/天川村役場 〒638-0392 奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地
TEL: 0747-63-0321 FAX: 0747-63-0329 企画・編集/広報係(内線220)
URL: http://www.vill.tenkawa.nara.jp/ E-mail: tenkawa@vill.tenkawa.nara.jp